

《書誌》

提供 TKC

- 【文献番号】 22007346
【文献種別】 判決／東京高等裁判所（控訴審）
【裁判年月日】 平成 5年 1月26日
【事件番号】 平成4年（行コ）第33号
【事件名】 相続税更正処分等取消請求控訴事件
【審級関係】 第一審 27811282
東京地方裁判所 平成2年（行ウ）第177号
平成 4年 3月11日 判決
上告審 22007879
最高裁判所第一小法廷 平成5年（行ツ）第78号
平成 5年10月28日 判決
- 【事案の概要】 原告等が、被告（小石川税務署長）が原告らの相続税に関してした各更正及び過少申告加算税賦課決定について取消しを求めた事案において、本件相続財産であるマンションの購入は評価通達により評価した本件マンションの評価価額と購入のための借入金との差額を利用して相続税の負担の軽減を図ることを目的として行われたものであり、その相続財産としての価格の評価について評価通達によらないことが相当と認められるような特別の事情のある場合に当たるとして、控訴人（原告）らに対する過少申告加算税賦課決定取消請求を棄却した原審の判断を是認し、控訴人の請求を棄却した事例。
- 【判示事項】 [TKC税務研究所]
1. 相続税法22条の時価の意義。
(要旨文献番号：60028842)
 2. 評価通達によらないことを相当とする特別の事情のある場合の評価の可否。
(要旨文献番号：60028843)
 3. 相続財産の評価を評価通達によらないことが許される特別の事情がある場合の評価。
(要旨文献番号：60028844)
 4. 相続財産の評価に当たり評価通達によらないことが相当と認められるような特別の事情があるとされた事例。
(要旨文献番号：60028845)
 5. 相続財産の評価に当たり評価通達によらないことが許される特別の事情はない旨の主張排斥例。
(要旨文献番号：60028846)
 6. 更正内容が新設された特例を適用期限以前に適用するもので許されない旨の主張排斥例。
(要旨文献番号：60028847)
- 【裁判結果】 棄却
【上訴等】 上告

- 【裁判官】 時岡泰 大谷正治 滝沢雄次
【掲載文献】 税務訴訟資料194号75頁
【参照法令】 相続税法22条
【評釈等所在情報】 〔日本評論社〕
税務弘報41巻10号160頁
相続開始直前に購入した不動産の相続税の課税価格の算定方法（相続税関係）（最新税法判例紹介）
【被引用判例】（当判例を引用している判例等）
東京地方裁判所 平成19年（行ウ）第737号
平成20年 4月24日
最高裁判所第三小法廷 平成12年（行ツ）第326号
平成14年10月29日

《全文》

【文献番号】 22007346

相続税更正処分等取消請求控訴事件
東京高等裁判所平成四年（行コ）第三三号
平成五年一月二六日言渡

判 決

東京都国分寺市本多三丁目二二番二五号
控訴人 篠田博
東京都文京区白山一丁目二四番七号
控訴人 篠田肇
東京都中野区沼袋三丁目一二番四の三〇二号
控訴人 山内和子
東京都文京区白山一丁目二四番一五号
控訴人 篠田務
右控訴人四名
訴訟代理人弁護士 坂東司朗
右同 坂東規子
右同 池田紳
東京都文京区春日一丁目四番五号
被控訴人 小石川税務署長 細田秀造
右指定代理人 浅野晴美
右同 神谷宏行
右同 守屋隆喜
右同 寺沢守弘
右同 實川嘉晴

主 文

本件控訴を棄却する。

訴訟費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第一 申立

一 控訴人ら

- 1 原判決を取消す。
- 2 被控訴人が昭和六二年一月一九日の相続開始に係る控訴人らの相続税に関し平成元年四月二六日付けでした各更正及び過少申告加算税賦課決定について、
 - (一) 控訴人篠田博に対する更正のうち課税価格八三一一万八〇〇〇円、納付税額二八九八万二九〇〇円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定
 - (二) 控訴人篠田肇に対する更正のうち課税価格一億三二六二万一〇〇〇円、納付税額四六九二万四七〇〇円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定
 - (三) 控訴人山内和子に対する更正のうち課税価格八四九〇万円、納付税額三〇三六万三〇〇〇円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定
 - (四) 控訴人篠田務に対する更正のうち課税価格九三三九万二〇〇〇円、納付税額三一七四万三二〇〇円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定をいずれも取消す。

3 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

二 被控訴人

主文第一項と同旨

第二 事案の概要

原判決四丁表九行目の「原告」を「原告ら」と同丁裏九行目「債務」を「借入金」と、同5丁裏二行目、同三行目の「相続」を「相続税」と各改めるほかは、原判決事実及び理由の「第二 事案の概要」欄記載のとおりであるから、これを引用する。

第三 争点に対する判断

原判決八丁裏一〇行目の「場合」の前に「特別の事情がある」を、同九丁表二行目の「ある」の次に「(なお、控訴人らは、右の著しく不適当な場合の定めは、評価通達の定める時価よりも一般の時価の方が低い場合についてのものと解すべきであると主張するが、そのように解さなければならないとする根拠はない。また、右長官による指示は、国税庁内部における処理の準則を定めたものにすぎず、もとより右指示の有無は課税処分 of 効力に影響を及ぼすものではない。)」を、同丁裏七行目の「六、」の次に「同六号証、」を、同行目の「乙」の次に「四号証、同」を各加え、同一〇丁表一〇行目の「ファイナンス」を「ファイナンス」と改め、同丁裏九行目の「九号証」の次に「及び弁論の全趣旨」を加え、同一二丁裏三行目から同五行目の「についても」までを「ような右不動産と借入金との対応関係が明確な場合にまで」と、同一四丁表五行目の「対しも」を「対しても」と、同丁裏三行目の「一覧表」を「明細表」と各改めるほかは、原判決事実及び理由の「第三争点に対する判断」欄記載のとおりであるから、これを引用する。

第四 結論

以上のとおり原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、控訴費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法九五条、八九条、九三条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第一六民事部

裁判長裁判官 時岡泰 裁判官 大谷正治 裁判官 滝澤雄次



Copyright (C) 1999 TKC Corporation All Rights Reserved.

LEX/DBインターネットに関する知的所有権その他一切の権利は株式会社TKCおよび情報提供者に帰属します。